
HIRAKI & ASSOCIATES

NewsLetter

July 2020

2020年7月1日発行 第17号 [編集・発行]平木国際特許事務所 <http://www.hiraki-patent.co.jp/> E-mail : hiraki@hiraki-patent.co.jp

平木国際特許事務所 ニュースレター

vol. 17



HIRAKI & ASSOCIATES

巻頭言 >>>

新型コロナウイルス感染拡大の
収束を願って

平木康男

Hiraki Yasuo 平木国際特許事務所 所長・特定侵害訴訟代理業務付記弁理士



この原稿は令和2年5月7日に書かせて頂いております。拙文がお手元に届く頃には、事態が少しでも好転していることを切に願っております。

年 明けには想像もつかなかったような事態が世界を襲っています。申し上げるまでもありませんが、新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)の世界的拡大です。

年明けに中国・武漢での感染拡大が報じられて以来、2月には日本を含むアジア各国に感染が波及、そして3月にはヨーロッパ、アメリカで感染爆発が起こり、都市封鎖、国によっては国ごと封鎖というような大変な事態になってまいりました。

日本においても、医療従事者の皆様をはじめとした様々な方の尽力もあってか、幸い感染爆発になったり、欧米並みの水準にはなっていないものの、感染者、重症者、死者とも増加し、4月7日に緊急事態宣言が出て以来、一般市民の生活という観点でも、息苦しい毎が続いています。

皆様におかれましても、組織レベルで言えば、様々な感染予防策や、在宅勤務や時差出勤など緊急事態宣言に則った対応を行われ、お一人お一人に関しても、外出自粛や個人レベルでの感染予防となにかとご不自由、ご心配な思いをされて

おられると拝察いたします。

心よりお見舞いを申し上げます。

弊所におきましては、所員及びその家族の健康を守りつつ、お客様からご依頼頂いた各種案件も遅滞なく処理していくという基本方針の下、3月より技術部門・事務部門で通常の勤務に加え、セキュリティに最大限配慮した在宅勤務(テレワーク)を実施、ウェブ会議の積極活用、時差出勤などを実施するなどして感染リスクの軽減を図っております(4月の緊急事態宣言後は在宅勤務の割合を更に増やさせて頂いております)。このような体制が取れますのもお客様のご理解とご協力あつてのことであり、心より感謝申し上げます。

皆様が拙稿をお読み頂いている段階においても、なんらかの感染予防策を取らせて頂いている可能性が高いと思料いたします。引き続き円滑な運営に最大限努力いたしますが、時にはご迷惑をおかけすることもあろうかと存じます。引き続きご理解ご協力をお願い申し上げます。

この新型コロナウイルス感染症の拡大がいつまで続くかは専門家ではない私には正直想像もつきませんが、月並みな言葉ではございますが「明けない夜はない」という思いで所員一同頑張ってまいりたいと存じます。

また、最後になりますが、お客様お一人お一人のご健康を、所員一同心よりお祈り申し上げます。





今、意匠登録がお得だ！

安田徹夫 | Yasuda Tetsuo 平木国際特許事務所 弁理士・経営顧問

知的財産の一翼を担う意匠登録について、昨令和元年に大きな法律改正がなされました。意匠権者が有利になるような改正となっていると思いますので、今意匠出願して権利を確保しておけば、意匠権侵害等の争いにおいて有利に運用することができるものと言えましょう。

主たる項目としては、以下のようなものがあります。

- 「保護対象の拡充」
- 「関連意匠制度の見直し」(出願可能期間の延長等)
- 「意匠権存続期間の変更」
- 「意匠登録出願手続の簡素化」
- 「間接侵害の対象拡大」
- 「創作非容易性水準の明確化」
- 「組物の意匠の拡充」
- 「手続救済規定の整備」
- 「損害賠償額算定方法の見直し」

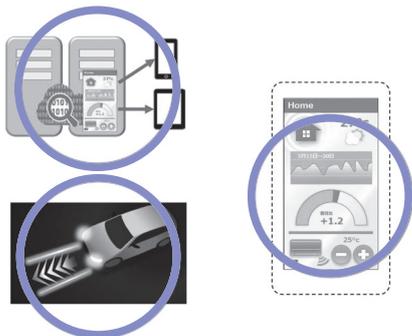
なお、これらの項目は令和2年4月1日より実施されております。

1. 保護対象の拡充

① 画像デザインの保護

現行法では、表示画像及び操作画像のうち、物品に記録・表示される画像が、保護対象となっているが、改正後は、物品に記録・表示されているか否かにかかわらず、表示画像や操作画像そのものを保護することができる。

図1：改正後保護される画像



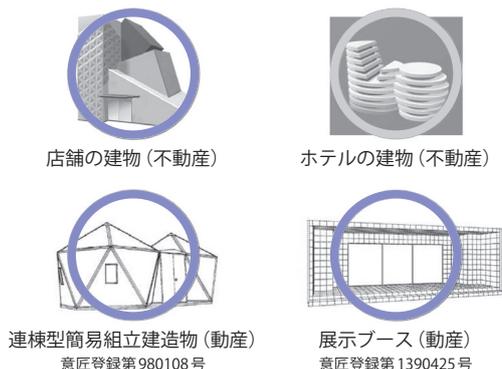
ただし、壁紙等装飾的な画像、映画・ゲーム等のコンテンツ画像など、画像が関連する機器等の機能に関係のない画像

については、改正後も保護されない。(例：サーバーに記録され、利用の都度送信される画像、道路に投影される画像)

② 建築物デザインの保護

現行法では、「物品」は、「有体物である動産」を意味することから、建築物等の不動産について、意匠権で保護することはできないが、改正後は「建築物」(不動産)についても意匠権で保護することができる。

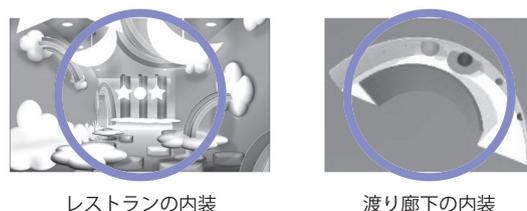
図2：改正後保護される建築物



③ 内装デザインの保護

現行法では、複数の物品(テーブル、椅子、照明器具等)や建築物(壁や床の装飾)から構成される内装のデザインは、一意匠一出願の要件を満たさないため、意匠登録を受けることができないが、改正後は、複数の物品や建築物、画像から構成される内装のデザインについて、「内装全体として統一的な美観を起こさせる」という要件を満たす場合に限り、一意匠として意匠登録を受けることができる。

図3：改正後保護される内装デザイン



2. 関連意匠制度の見直し

① 出願可能期間の延長

関連意匠の出願可能期間は、現行法では、本意匠の意匠公報発行日まで(約8か月)としているが、改正後は、本意匠の出願から10年が経過するする日前までとする。

ただし、関連意匠の設定登録時に、本意匠が既に消滅している場合には、関連意匠の登録は認められない。

② 関連意匠にのみ類似する意匠の認可

現行法では、関連意匠にのみ類似する意匠は登録が認められないが、改正法では、関連意匠にのみ類似する意匠(関連意匠Bとする)についても、最初の本意匠(基礎意匠)の出願から10年が経過するする日前までの出願であれば登録を認める。

そして、関連意匠Bは、関連意匠Bの本意匠(関連意匠Aとする)が存続していれば、関連意匠Aの本意匠が存続しているか否かにかかわらず登録を認める。

3. 意匠権の存続期間の変更

現行法では、意匠権の存続期間の満了日は「設定登録の日から20年」であったが、改正法では「意匠登録出願の日から25年」に変更された。また、関連意匠の意匠権も存続期間の満了日は「基礎意匠の意匠登録出願の日から25年」とされた。

4. 意匠登録出願手続の簡素化

① 複数意匠一括出願

現行法では、意匠登録出願は、意匠ごとにしなければならないとされているが、改正法では、複数の意匠についての意匠登録出願を、一つの願書で行うことができるようにした。

② 物品区分の扱いの見直し

願書に記載すべき物品の粒度を定めている「物品区分表」を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることとした。

5. 間接侵害の対象拡大

現行法では、侵害品を構成部品に分割して、製造・輸入等する行為は、取り締まれないが、改正後は「物品の製造にのみ用いる」専用品に限らず、登録意匠等に係る物品の製造に用いる物品等であって、当該登録意匠等の「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」を、その意匠が登録意匠等であること及び当該物品等が意匠の実施に用いられることを知りながら、業として譲渡等する場合についても侵害とみなすこととした。

6. 創作非容易性水準の明確化

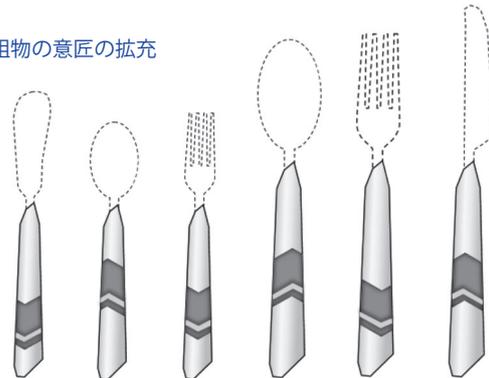
刊行物やインターネット上で公開された意匠に基づいて、容易に意匠の創作ができた場合、独自の創作性を有しないと

して、創作非容易性の判断要素とすることを明記した。

7. 組物の意匠の拡充

現行法では、組物の意匠の部分意匠が認められていないため、ある複数の物品において共通する特徴的な部分のみを模倣し、その他の部分を改変するような模倣品が出現しないよう、改正法では組物の意匠についても、部分意匠の登録が認められる。

図4：組物の意匠の拡充



8. 手続救済規定の整備

- (1) 特許法を準用し、特許庁長官等の指定する期間(指定期間)内に手続をすることができなかった場合、当該指定期間経過後であっても、出願人の請求により、その指定期間を延長することができるようにした。
- (2) 特許法を準用し、優先期間徒過後であっても徒過した正当な理由があったときには、優先権主張を伴う出願を認めることとした。
- (3) 優先権証明書の提出がなかったときに、注意喚起のための通知をし、通知を受けた者の書類等提出を認めることとした。

9. 損害賠償額算定方法の見直し

- ア) 新会社が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えらるるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとする。
- イ) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定にあたり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる。

なお、上記の内容は日本弁理士会 研修所発行の「令和元年度特許法等改正説明会」において配布されました資料から抜粋したものと、一部追加したものであります。

改正法についてご不明な点、あるいは意匠登録についてご相談等ございましたら、是非弊社にお問い合わせください。



出願後に提出された 後出し実験データの参酌について

鶴田聡子 | Tsuruta Satoko 平木国際特許事務所 弁理士

1. はじめに

発明の進歩性の「有利な効果」を主張する際、出願当初の明細書に記載されていない事項を意見書や追加実験データ（後出し実験データ）で説明して有利な効果を主張することができるか、事例を紹介したい。

2. 事例「日焼け止め剤組成物事件」

知財高裁平成22年7月15日判決

平成21年（行ケ）第10238号 審決取消請求事件

本件は、原告（特許出願人）が拒絶査定不服審判の請求不成立審決の取消しを求めた事例である。進歩性欠如の拒絶理由に対して、発明の効果を主張するために出願後（審判請求理由補充書）に提出された実験結果の参酌が争点の一つとなった。

(1) 本願発明の内容

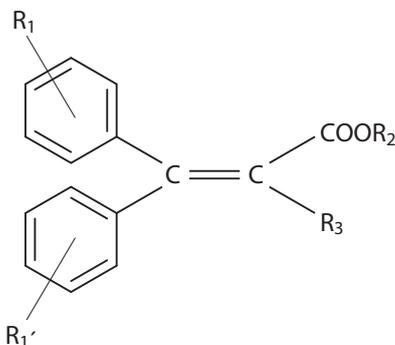
【請求項1】

日焼け止め剤としての使用に好適な組成物であって：

a) 安全で且つ有効な量の、UVAを吸収するジベンゾイルメタン日焼け止め剤活性種；

b) 安全で且つ有効な量の安定剤であって、次式、

【化1】



を有し、式中、 R_1 及び R_1' は独立にパラ位又はメタ位にあり、独立に水素原子、又は直鎖もしくは分枝鎖の $C_1 \sim C_8$ のアルキル基、 R_2 は直鎖又は分枝鎖の $C_2 \sim C_{12}$ のアルキル基；及び

R_3 は水素原子又はCN基である前記安定剤；

c) 0.1～4重量%の、2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸であるUVB日焼け止め剤活性種；及び

d) 皮膚への適用に好適なキャリア；

を含み、前記UVAを吸収するジベンゾイルメタン日焼け止め剤活性種に対する前記安定剤のモル比が0.8未満で、前記組成物がベンジリデンカンファー誘導体を実質的に含まない前記組成物。

なお、出願当初の明細書には、「現在、驚くべきことに、本組成物が優れた安定性（特に光安定性）、有効性、及び紫外線防止効果（UVA及びUVBのいずれの防止作用を含めて）を、安全で、経済的で、美容的にも魅力のある（特に皮膚における透明性が高く、過度の皮膚刺激性がない）方法で提供することが見出されている。」という定性的な記載があり、日焼け止め剤製品の典型例の組成及びその製造方法は具体的に記載されているが、その活性に関する実験データは全く示されていない。

(2) 審決の判断

ア) 本願の優先権主張の日の前において、「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」が代表的な「UV-Bフィルター」（UV-B吸収剤）の1つであって、既にそれを含む商品が販売され、他の公知のUV吸収剤と併用されることは、周知である。そうすると、引用例Aの記載に従って、「代表的なUV-Bフィルター」成分の中から「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」を選定することは容易である。

イ) そして、その際の配合量として、引用例Aには「UV-Bフィルターが約1～約12%の量で存在する」と記載されているので、かかる範囲と重複する「約0.1～4重量%」と特定することも当業者が適宜なし得る。

ウ) 本願明細書には実施例として化粧品製造例が記載されているにすぎず、本願発明の効果については一般的な記載にとどまり、客観性のある具体的な数値データをもって記載されているものではない。また、特に「UV-Bフィルター」を「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」に特定することによる効果については、何ら具体的に記載されていない。よって、本願明細書の記載からは、格別予想外の効果が

奏されたものとする事はできない。

なお、平成19年3月19日付けの審判請求理由補充書において【参考資料1】として記載された本願発明(請求項1の組成物)のSPF又はPPDに関する効果については、本願明細書には「UV-Bフィルター」を「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」に特定することによる効果が何ら具体的に記載されていないので、参酌することができない。仮にこれを参酌したとしても、SPF又はPPD値自体がUV線に対する効果の指標であるから、UV-Bフィルターとして代表的な成分の中から「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」を選定する際に当然その値を確認しつつ選定をするものと理解されるので、そのようなSPF又はPPDに関する効果をもって、当業者が予期し得ない格別予想外のものであるとすることはできない。

3. | 裁判所の判断

・裁判所は以下の2点を判示した。

『(1)本願発明の容易想到性の判断に当たり、本願当初明細書には、「UV-Bフィルター」として「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」と特定したことによる本願発明の効果に関する記載がされていると理解できるから、本件においては、本願発明の効果の内容について、審判手続において原告から提出された、審判請求理由補充書における本件【参考資料1】実験の結果を参酌することが許される場合であると判断すべきであり、したがって、これに反して、審判が、同実験結果を参酌すべきでないとした判断には誤りがある。

(2)本願発明は、同実験結果を参酌すれば、引用発明に比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであって、引用発明から容易に発明をすることができなかったというべきであるから、審判が、本願発明は予想外の顕著な効果を奏するとはいえず、引用発明から容易に発明をすることができた点に誤りがあると解する。』

・裁判所は、出願の後に補充した実験結果等の参酌について一般的な取り扱いについて判示した。

『特許法29条2項の要件充足性を判断するに当たり、当初明細書に、「発明の効果」について、何らの記載がないにもかかわらず、出願人において、出願後に実験結果等を提出して、主張又は立証することは、先願主義を採用し、発明の開示の代償として特許権(独占権)を付与するという特許制度の趣旨に反することになるので、特段の事情のない限りは、許されないというべきである。

…当初明細書において明らかにしていなかった「発明の効果」について、進歩性の判断において、出願の後に補充した

実験結果等を参酌することは、出願人と第三者との公平を害する結果を招来するので、特段の事情のない限り許されないというべきである。

他方、進歩性の判断において、「発明の効果」を出願の後に補充した実験結果等を考慮することが許されないのは、上記の特許制度の趣旨、出願人と第三者との公平等の要請に基づくものであるから、当初明細書に、「発明の効果」に関し、何らの記載がない場合はさておき、当業者において「発明の効果」を認識できる程度の記載がある場合やこれを推論できる記載がある場合には、記載の範囲を超えない限り、出願の後に補充した実験結果等を参酌することは許されるというべきであり、許されるか否かは、前記公平の観点に立って判断すべきである。』

・裁判所は、本件について、出願当初明細書における定性的な記載を指摘した上で、出願の後に補充した実験結果を参酌することができると判示した。

『本願当初明細書(甲3、段落【0011】)には、本願発明の作用効果について、「本発明の組成物は、UVAを吸収するジベンゾイルメタン日焼け止め剤活性種、すでに定義された安定剤、UVB日焼け止め剤活性種、及びキャリアを含み、実質的にはベンジリデンカンファー誘導体を含まない組成物であるが、現在、驚くべきことに、本組成物が優れた安定性(特に光安定性)、有効性、及び紫外線防止効果(UVA及びUVBのいずれの防止作用を含めて)を、安全で、経済的で、美容的にも魅力のある(特に皮膚における透明性が高く、過度の皮膚刺激性がない)方法で提供することが見出されている。」との記載がある。

(省略)

以上の記載に照らせば、本願当初明細書に接した当業者は、「UV-Bフィルター」として「2-フェニル-ベンズイミダゾール-5-スルホン酸」を選択した本願発明の効果について、広域スペクトルの紫外線防止効果と光安定性を、より一層向上させる効果を有する発明であると認識するのが自然であるといえる。

他方、本件【参考資料1】実験の結果によれば、本願発明の作用効果は、本願発明(実施例1)のSPF値は「50+」に、PPD値は「8+」に各相当し、従来品(比較例1~4)と比較すると、SPF値については約3ないし10倍と格段に高く、PPD値についても約1.1ないし2倍と高いこと(広域スペクトルの紫外線防止効果に優れていること)、本願発明は従来品に対して、紫外線照射後においても格段に高いSPF値及びPPD値を維持していること(光安定性に優れていること)を示しており、上記各点において、顕著な効果を有している。

確かに、本願当初明細書には、本件【参考資料1】実験の結果で示されたSPF値及びPPD値において、従来品と比較して、

SPF値については約3ないし10倍と格段に高く、PPD値についても約1.1ないし2倍と高いこと等の格別の効果が明記されているわけではない。しかし、本件においては、本願当初明細書に接した当業者において、本願発明について、広域スペクトルの紫外線防止効果と光安定性をより一層向上させる効果を有する発明であると認識することができる場合であるといえるから、進歩性の判断の前提として、出願の後に補充した実験結果等を参酌することは許され、また、参酌したとしても、出願人と第三者との公平を害する場合であるということとはできない。』

・裁判所は、出願の後に補充した実験結果を参酌した上で、本願発明の顕著な作用効果を認定した。

『当裁判所は、本件各実験の結果によれば、本願発明に係る日焼け止め剤組成物の作用効果(広域スペクトルの紫外線防止効果及び光安定性が優れているという作用効果)は、当業者にとって予想外に顕著なものであったと解すべきであり、これに反して、紫外線防止効果を一般的指標であるSPF値等で確認し得たことなどを理由として当業者が予想し得た範囲内であるとした審決の判断には誤りがあると判断する。

(省略)

…本件においては、本件【参考資料1】実験の結果を参酌することが許される場合であり、同実験結果(本件追加比較実験の結果を含む。)によれば、本願発明が引用発明に比較して当業者が予期し得ない格別予想外の顕著な効果を奏するものであると認めることができ、これを予想外の顕著な効果であるとはいえないとした審決の判断は誤りであり、その誤りは審決の結論に影響を及ぼすものであるから、審決を取り消すべきである。』

4. | 実務上の指針

拒絶理由等で進歩性が否定される際に、発明の構成の容易想到性に加えて、その「効果も予測可能なものである」、「引用発明と比較して顕著な効果があるとはいえない」と指摘されることがある。特に、化学・医薬・バイオ分野のような、物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野に属する発明の場合、引用発明と比較した有利な効果を奏することが進歩性の有無を判断するための重要な事情になる。

出願時に引用発明を想定した発明の効果をすべて実験データで裏付けし、明細書に記載できればよいが、審査段階で初めて知る引用例も少なくない。意見書や後出し実験データで有利な効果を説明した場合にそれが参酌されるか、検討する。

特許・実用新案審査基準によると、意見書等において主張、立証(例えば、実験結果の提示)がなされた、引用発明と比

較した有利な効果は、以下の場合に参酌される：

(i) その効果が明細書に記載されている場合

(ii) その効果は明細書に明記されていないが、明細書又は図面の記載から当業者がその効果を推論できる場合

特許庁は、後出しの実験データの参酌について、第三者との公平の観点から、厳格な傾向がある。実際、特許庁では紹介した事案の審決で示されたような判断が多い。また後出しの実験データの参酌を認めないとする結論の判決も多い。以下に判決例を挙げる：

・知財高裁平成30年10月22日判決、平成29年(行ケ)第10106号「抗-ErbB2抗体による治療」事件(明細書に記載された定性的効果を超えて後出し実験データを参酌することはできないと判示された)

・知財高裁平成17年11月8日判決、平成17年(行ケ)第10389号「解熱鎮痛消炎剤(エテンザミド)」事件(2つの成分の併用による顕著な効果を主張するため、他の組合せによる効果と比較した後出し実験データに基づく主張は、併用による効果について記載がない明細書の記載に基づかないものと判断された)。

そのため、明細書の記載事項に基づく有利な効果を主張することができるよう、補正を想定した複数の実施形態に対応させた実施例を出願当初から記載しておくことが望ましい。特に、出願時に公知技術を把握している場合には、公知技術からの進歩性を主張し得る効果を出願当初の明細書に記載しておくといよい。

一方で、後出しの実験データが参酌されるためには、明細書等に記載があるか又はその記載から推論できる必要がある。そのため、後出し実験データを提出する際には、意見書等において、明細書等の具体的にどの部分の記載から当業者が推論できるのかを説明すべきである。紹介した事案では、出願当初明細書の定性的な記載に基づいて、当業者がその効果を推論できると判断された。また、出願当初明細書にいわゆるペーパーイグザンプル(実際の実験データではなく、実験計画を記載したもの)が記載され、出願後に提出された実験結果が補充的に参酌された判決もある(知財高裁平成24年5月28日判決、平成22年(行ケ)第10203号「腫瘍特異的細胞傷害性を誘導するための方法および組成物」事件)。そのため、出願時に実験データがなくても、想定できる効果がある場合には、出願当初明細書に記載しておくことも一案である。



ミュンヘン研修報告

岩田 純 | Iwata Jun 平木国際特許事務所 弁理士



1. Vossius & Partnerでの研修

弊所では、外国特許法の知識を習得し、その知識を実務面で活用すべく、所属する弁理士・技術者に対して海外で行われる研修に参加する機会が与えられます。私は、ドイツのミュンヘンにある特許事務所Vossius & Partner (以下、Vossius) が開催する研修に参加し、欧州特許法及びドイツ特許法を中心に学んできました。

今年の研修には、日本、中国、韓国、ポーランド、オーストリア等、様々な国から約40名が参加していました。

研修は、出願手続き、特許要件、異議申し立て等について、主にVossiusに所属する弁理士・弁護士や外部のゲストが講義する形式で行われました。

Vossiusに所属する米国、日本、中国、及び韓国の各弁理士が例えば特許の審査における追加データの取扱い等について欧州と比較しながら解説した講義は、各国の特許審査の進め方の違いを知る上で興味深いものでした。

さらに、研修は、知識のインプットだけでなく、拒絶理由に対する応答やクレームドラフティング等のアウトプット演習を行ったり、Vossiusの先生同士が攻撃側と防御側とにわかれて異議申し立ての模擬口頭審理実演を行ったりと、弁理士が日頃の業務で行い得る実務的な内容を含むものでした。



Dr. Dirk Harmsen氏と

本研修を通して、日本と外国、特に欧州との特許法の違いを学ぶことができ、弁理士の業務において、外国への出願を意識した明細書の作成や拒絶理由を受けた国ごとに対する有効な反論が非常に重要であることを改めて感じました。

2. 異文化交流

Vossiusでは、平日の朝9時から夕方5時まで研修が行われていましたが、研修の後や週末に、Vossiusの方々が企画してくださった様々なイベントに参加することができました。

イベントの中でも、ノイシュバンシュタイン城見学、サッカー観戦、オクトーバーフェストが特に印象に残っています。



ノイシュバンシュタイン城

ノイシュバンシュタイン城見学では、広大な土地に佇む城の美しさに心を奪われました。

サッカー観戦では、初めはサッカーにあまり興味がなく会場の熱気に圧倒されていたものの、最後には現地の方と一緒に熱い声援を送っていました。

オクトーバーフェストでは、お酒にあまり強くないにもかかわらず、会場の雰囲気にもまれて、ビールを1.5Lも飲んでしまいました。

イベントを通して、参加者同士はもちろん、Vossiusの方々とも交流を深めることができました。このようなイベントで得られた繋がりは、研修で得られた知識同様、これからの業務において大きな武器になるものと感じています。



中国商標局は新型コロナウイルス感染症 便乗出願にNo!

小町澄輝 | Komachi Kiyoteru 平木国際特許事務所 弁理士

1. | 新型コロナウイルス感染症に便乗する 中国商標登録出願の実状

中国湖北省の武漢市で発生した新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるっています。本稿を書く時点で、全世界で感染者は既に240万人を突破し、死者は16万人を超えました。

世界各国が連携して新型コロナウイルスと闘うまっただ中に、中国では、新型コロナウイルス感染症に便乗する悪意ある先取り商標登録出願が数多くされていることが判明しました。

例えば、都市封鎖を意味する「封城」(8件)、急遽建設された感染者を受け入れる専門病院名「火神山」(488件)及び「雷神山」(435件)がそれぞれ出願されています。また、新型コロナウイルスの危険性に警鐘を鳴らす人を意味する「吹哨人」(102件)も出願されています。更に、新型コロナウイルスの危険性に警鐘を鳴らす第一人者と言われ、その後ウイルスに感染して殉職した武漢の李文亮医師の名前「李文亮」(44件)までもが登録されています(注:上記件数は2020年1月以降出願されたもの)。

WWW.CNIPA.GOV.CN WJCS.SBJ.CNIPA.GOV.CN

検索到9件商標					
序号	申請/注册号	国际分类	申请日期	商標名称	申請人名称
1	44715156	9	2020年03月19日	封城	云南麟帥科技有限公司
2	44685768	41	2020年03月18日	封城	辽宁济融国际贸易有限公司
3	44140452	41	2020年02月20日	封城	温岭市瓜子信息技术咨询有限公司
4	44138427	35	2020年02月20日	封城	温岭市瓜子信息技术咨询有限公司
5	44054440	43	2020年02月12日	封城	山西地中海科技有限公司
6	43979980	33	2020年01月23日	封城	天津万徽酒业集团有限公司
7	43979979	35	2020年01月23日	封城	天津万徽酒业集团有限公司
8	43979080	32	2020年01月23日	封城	天津万徽酒业集团有限公司
9	20243607	30	2016年06月17日	封城	符水燕

总记录数: 9 | 页数: 1 / 1

このような悪意ある先取り商標登録出願については、メディアに取り上げられ、中国社会に大きな反響を呼ぶことになりました。ネット上には、「新型コロナウイルス感染症に便乗する行為は許し難い!」、「殉職した英雄に極めて失礼!」、「恥を知れ!」などの書き込みが殺到しています。

中国商標局(以下、商標局という)は、この事態の深刻さを受けて2月7日に、「感染症に関する商標登録出願の審査意

見」(中国語で「疫情防控相關商標審查指導意見」)を発表し、悪意ある先取り商標登録出願の審査を厳しく管理する姿勢を示しました。この審査意見では、感染症に関わる人名、ウイルス名及び病名を含む標章、感染症に関わる薬品の標章、防護用品関連の標章、その他の感染症に関連する標章に対する審査方針を明確にしつつ、悪影響が生じやすい商標登録出願を拒絶するという立場を表明しています。

国家知识产权局商标局 中国商标局
TRADEMARK OFFICE OF NATIONAL INTELLECTUAL PROPERTY ADMINISTRATION, P.R.C.

首页 局局介绍 工作动态 政策法规 通知公告 商標監督執法 商標数据 商標公告 商標评审
商標申請 地理標志 国际交流 商標查詢 專題报道 商標代理 商標品牌战略 国际注册

当前位置: 首页 > 工作动态

商标局严厉打击与疫情相关的恶意商标注册申请行为

发布日期: 2020-02-27 20:10 信息来源: 国家知识产权局

为依法严厉打击与疫情相关的恶意商标注册申请行为,商标局加大对与疫情相关的、易产生不良影响的商标注册申请的管控力度,制定《疫情防控相关商标审查指导意见》,明确与疫情相关人员姓名、含疫情病毒名、疾病名的相关标志、疫情相关药品标志、防护用品相关标志、其他疫情相关标志等的审查指导意见。

火神山医院、雷神山医院是武汉抗击新冠肺炎疫情名称,是疫情防控期间全社会舆论关注焦点,是全国人民团结一心、抗击疫情的重要标志之一。火神山医院、雷神山医院以外的其他申请人将其作为商标注册易造成重大社会不良影响,因此,“火神山”“雷神山”商标注册申请依法应予驳回。李文亮是武汉市中心医院眼科医生,因接诊感染新冠肺炎不幸去世,将其姓名作为商标使用或者注册,易造成重大社会不良影响,因此,“李文亮”商标注册申请依法应予驳回。

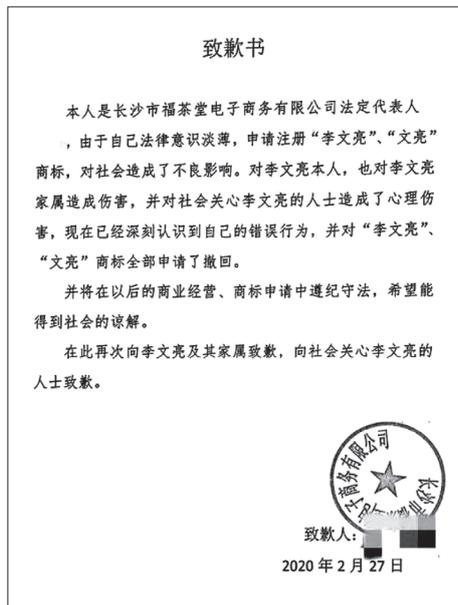
截至目前,商标局已对“火神山”“雷神山”等近1000件与此次新冠肺炎疫情相关的商标注册申请实施管控。

その後、商標局は、「火神山」、「雷神山」などの新型コロナウイルス関連の商標登録出願の審査を特別に管理リスト下に置き、更に「火神山病院、雷神山病院は武漢にある新型コロナウイルス感染症を治療する病院名であり、社会世論の関心が集まるところでもあり、全国民が一致団結して新型コロナウイルスと闘う意志を示す重要な標章の一つである。このため、火神山病院、雷神山病院以外の出願人による商標登録出願は、社会に悪影響を及ぼすものである」とし、「火神山」、「雷神山」の商標登録出願を拒絶するという見解を発表しました。

また、「李文亮」の商標登録出願については、「李文亮医師は、武漢市中心病院の眼科医師であり、診療中に新型コロナウイルスに感染し亡くなられた。彼の名前を商標とする出願又は商標権は、公序良俗に反するため、「李文亮」を商標とする出願を拒絶する」という見解も示しました。

このような社会世論及び商標局の見解を受け、「李文亮」を出願した長沙市の企業及び東莞市の企業は、それぞれ商標登

録出願を取り下げるとともに、謝罪文を掲載する事態に追われることになりました。



2. これらの商標登録出願が拒絶される根拠の考察

まず、上述の先取り商標登録出願は公開されていないため、文字商標であるか、あるいは文字と図形との結合商標であるかを調べるできません。ここでは文字商標とした前提で考察しておきます。

(1) 「李文亮」を商標とする出願について

中国商標法第4条の規定によって拒絶される可能性が高いと考えられます。

理由：中国商標法第4条では、使用を目的としない悪意ある先取り商標登録出願を拒絶すると規定されています。そして、商標局が制定された「商標登録出願の行為規範に関する規定」(中国語で「規範商標申請注冊行為若干規定」)第8条では、出願が商標法第4条に該当するか否かの判断について、「出願に係る商標は、有名人の氏名、有名企業の字号、有名企業の名称、略称又はその他の商業的な標章と同一又は類似する状況を考慮することができる」と規定されています。

上記規定に照らして考えると、「李文亮」を商標とする出願は、李文亮医師の全国的な知名度を利用し、彼の知名度にただ乗りして不正の利益を得るために使用されるものに該当するでしょう。従って、悪意の商標登録出願として拒絶されるべきと考えられます。

(2) 「火神山」、「雷神山」、「吹哨人」を商標とする出願について

中国商標法第10条第1項第8号の規定によって拒絶される

可能性が高いと考えられます。

理由：中国商標法第10条第1項第8号では、「社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすものについては、商標として使用してはならない」と規定されています。上記商標局の見解で述べたように、火神山病院、雷神山病院は武漢にある新型コロナウイルス感染症を治療する病院名であり、「火神山」及び「雷神山」の文字だけでは悪影響を及ぼすものではないが、社会世論の関心が集まるところでもあり、全国民が一致団結して新型コロナウイルスと闘う意志を示す重要な標章の一つです。従って、火神山病院、雷神山病院以外の出願人による商標登録出願は、混同を招くことになり、社会に悪影響を及ぼすものとして拒絶されるべきと考えられます。

また、警鐘を鳴らす人を意味する「吹哨人」も新型コロナウイルスと闘う今日において、特別な意義を有するものとなり、社会世論の関心が集まるところであるので、それを商標として使用するのには、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすものと該当するでしょう。従って、拒絶されるべきと考えられます。

3. 悪意ある先取り商標登録出願を代理する代理機構への処罰等について

中国商標法第19条第3項では、「商標代理機構は、委託人の出願商標が本法第4条…に定められる事由に該当することを知り、または知り得るとき、その委託を引く受けができない」と規定されています。そして、それに違反した場合、代理機構は警告、罰金などの行政処罰の対象になります(商標法第68条)。実際に、上記「李文亮」、「火神山」及び「雷神山」の商標登録出願を代理した機構が行政機関から罰金に処された報道がありました。

中国の商標代理機構は、出願業務を依頼された際に、商標に使用される文字が感染症に関連するものか否かを検討することが課されています。これは、商標代理機構のモラル、商標代理人の品位が問われていると考えます。

[参考資料]

- ・紅星深度 成都商報社 2月28日
- ・SHIPA出品 知識産権那点事 2月28日



山形大学での新たな挑戦について

小原 淳史 | Obara Atsushi 平木国際特許事務所 特定侵害訴訟代理業務付記弁理士

1. 山形大学へ

昨年11月より、縁あって、私の母校である山形大学において知財担当者として働き始めました。工学部のある米沢キャンパスに週4日(通常は月～木)出勤し、木曜の夜に東京に戻り、金曜日は事務所にて引き続き中間処理等の業務を行い、土日を東京の自宅で過ごすという生活サイクルです。

この度の挑戦を快く許して下さい、週1日分の業務内容について過度な負担にならないよう配慮いただいた事務所の皆様には大変感謝しております。ありがとうございました。

2. 仕事内容

山形大学では、「オープンイノベーション推進本部」(以下「OI推進本部」)に所属し、「知財クリエイティブマネージャー」という肩書きで学内に生まれた知財を取り扱っています。

OI推進本部は、国の「オープンイノベーション機構の整備事業」の採択を受けて一昨年に山形大学に設置されました。本整備事業には、初年度8大学が採択され、山形大学はその中の唯一の地方大学であり、旧帝大とは異なるユニークな組織作りを期待されています。

従来産学連携モデルでは、大学と企業の関わり方は一部に限られ、学内の研究者個人と、企業内の一組織(研究開発部門)との共同研究が行われるに留まり、テーマ1件当たりの共同研究費は国際的にみても少額でした。本整備事業では、大学が企業と「組織」対「組織」での本格的な産学連携を進めるべく、産業界から経験豊富な人材を招聘し、企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制を整備するための支援が行われます。2025年度までに、大学に対する企業の投資額を3倍にするという高い目標が政府により設定され、その目標を達成するため、より良い取り組みを日々模索しています。

特に山形大学は、有機EL素子、有機トランジスタ等の有機材料分野で世界的な研究者が数多く在籍し、有機材料を用

いたデバイス製造に必要なプロセス技術を提供し、製品レベルのモノづくりができる環境を有しています。その強みを生かすべく、OI推進本部は有機エレクトロニクスイノベーションセンター等の有機材料関係の各組織と強く連携し(OI推進本部の事務室も同センター内にあります)、私も各プロジェクトの定例会議には必ず出席し、知財に関する計画を提案・推進しています。会議の構成メンバーは、企業出身(事業部長クラス)の方々が多くの割合を占め、会議で語られるのは主に企業との関係構築の状況と共同研究費の「数字」であり、私が20数年前に学生だった頃の大学のイメージとは全く異なる世界です。まるで会社の取締役会のような(出たことはありませんが)、特許事務所ではほとんど聞いたことがない「言語」で議論がなされており、毎回圧倒されています。

OI推進本部の仕事の一方で、実際には、大学内の知財担当者(つまりは知財本部員)としての仕事にも多くの時間を割いています。すなわち、特許リエゾンマンとして、学内の研究者から発明の権利化について相談を受け、大学として特許を受ける権利を承継するか否かの決定過程に関わり、各特許事務所と連絡を取り合っており、適切な権利化が行われるよう案件の処理を進めています。拒絶理由に対する応答策の検討や、明細書案の修正、特許調査等、事務所で長年行ってきた業務の経験がそのまま生きる場面もありますが、予算を気にしたり(お金があるか否かが大問題)、学内の知財管理システムの整備、国プロに関わる出願の場合はJST等への報告書作成等、慣れない業務もあって新鮮味があります。

また、企業との共同研究契約、実施許諾契約、秘密保持契約等、契約に関わることもあり、今後弁理士として仕事をしていく上で必ずプラスになると信じて勉強しつつ業務をこなしています。少しでも共同研究の拡大につながり、大学が知財の利益を得られるように努力したいと思います。最近、大学発ベンチャーの事業の核となる技術の権利化、クリアランス調査等にも関わっています。ベンチャーが生まれる過程に携われることはめったにない経験であり、事業の成功のため知財の面で役に立ちたいと考えています。

さらに、非常勤講師として、前後期にそれぞれ15回の「知的財産権概論」の授業を行っています。新型コロナウイルス

の影響により、前期は全てウェブ講義で行うこととされたため、そのための新たな資料を準備する必要があり、最近の土日は資料の作成でつぶれています。しかし、ウェブ講義は学生の出席状況が逐一把握でき、課題も出しやすく、対面授業に比べて良い面もあると感じています。アフターコロナではオンライン授業の環境整備がさらに進むと考えられるので、より充実した講義内容になるよう今のうちにノウハウを蓄積できればと思います。

昨年は、ドイツのデュッセルドルフで行われた世界最大の医療機器の展示会MEDICAと、フランクフルトで開催されたアクティブマニュファクチャリング(3Dプリンティング、山形大が推進している技術分野の一つ)に関する見本市Formnextの視察に行ってきました。特にMEDICAは、5,000社を超える企業が出展し、会場内を端まで歩くのに3日間たっぷりかかるほどの規模で、白衣、手術用メスから内視鏡、遠隔医療システムまであらゆる医療技術を見学することができました。中国や韓国の勢いも感じました。下の写真は、フランクフルトに移動する際に途中下車したケルンで見た大聖堂です。名前を聞いたことがあるだけで実際に見るのは初めてでしたが、想像以上の大きさでした。また、グラスが空くと注文しなくても勝手に交換してくれるケルンの地ビール「ケルシュ」もおいしく、貴重な体験になりました。



ドイツの世界遺産ケルン大聖堂

3. | 米沢での暮らし

米沢と東京を毎週往復する生活を送っており、米沢ではアパートを借りて学生の時以来の一人暮らしをしています。週末は東京にいるため、米沢や山形県内を散策する暇はありませんが、車で30分もかからない場所に白布温泉、小野川温泉があり、仕事帰りに寄ることがあります。吹雪の中、ほとんど人がいない大浴場で体を温め、至福の時を過ごしています。

米沢は本来豪雪地帯ですが、今年は記録的な雪不足で、2月上旬に下記写真(大学キャンパス内)のようにきれいな銀世界になった以外は、雨や融けた水で道路がびしゃびしゃの状態が続きました。雪で苦労させられることも多いですが、来年はいつもの米沢の冬が戻れば良いと思います。



山形大学のキャンパス内

毎日のランチは学食を利用していますが、雰囲気は昔とほとんど変わっていないのは嬉しいことでした(キャッシュレス化が進んではいきましたが)。しかし、提供される食事の量が学生基準なので、「中」が超大盛りに見えます。最近やっと「小」を利用することを覚え、体調が整いつつあります。

この原稿は、ゴールデンウィークの最終日に書いています。2ヶ月ほど前までは想像もしませんでしたが、世の中は新型コロナウイルスの感染が広まり、山形県でも県境での検温を行うなど厳しめの対応をとっています。大学の指示で、4月上旬から東京はもちろん、県外にも出られなくなり、在宅勤務を続けています。

運動不足になるので、米沢市内を特に目的もなくひたすら歩いています。ゴールデンウィーク前はちょうど桜の時期でしたが、上杉謙信公を祀る上杉神社がある、市内中心部の松が岬公園は誰もおらず、花の美しさが際立っていました。事態の一日も早い収束を祈ります。



上杉神社の桜

知的財産豆問答

～感染症との闘いの巻～

本稿執筆中は世界中が新型コロナウイルスとの闘いの真只中、未だ先が見通せません。ウイルスと細菌の違いも分かっていなかった私。手強いテキの正体を知るために、医業分野の現場で長年貢献してきた弁理士に教えてもらうことにしました。今号はいつもと違い、講義形式にて真面目にいきたいと思います(キリッ)。

質問1：感染症との闘いが話題となっていますが、感染症の原因となる細菌とウイルスの違い、また感染症との闘いと治療方法の歴史はどのようなものなのでしょうか？

回答1：感染症の原因のうち細菌は一つの細胞から構成される生物で、自己増殖可能な機能を持っています。感染症を起こすウイルスは核酸をタンパク質の殻で包んだ構造体で細胞ではありません。ウイルスは自己増殖ができず、宿主であるヒトの細胞に入り込み、その宿主の増殖機能を使って自らの核酸を複製させ増殖します。

感染症は昔からありましたが、その対策が科学的になってきたのは明治時代の初期からです。日本が近代医学を導入した時期に、西洋でも光学顕微鏡の発達により細菌を特定できるようになったのが功を奏しました。その治療に顕著な活躍をしたのは北里柴三郎です。北里は明治23年ドイツで破傷風から回復した患者の血清(抗体を含む分画)を、別の患者に注射する血清療法を世界で初めて開発しました。北里は帰国後、福沢諭吉の援助のもと、伝染病研究所を設立し、明治27年には同研究所を、平木国際特許事務所の現所在地である芝区愛宕2丁目に移転させ附属病院を設けると共に抗血清の製造販売を行いました。

一方、明治初期にフランスのパスツールがジェンナーの種痘を応用し、弱毒化した細菌(ワクチン)をヒトに接種し、ヒトの体の中で抗体を生産させることにより感染症を予防するシステムを完成させました。

このように、ワクチンによる感染症予防、抗血清による治療方法は明治時代に確立されたのですが、技術としては未完成的な部分も多く感染症の撲滅には至りませんでした。

第二次世界大戦中前半に英国でアオカビの生産する化学物質ペニシリンがヒトの感染症治療に有効であることが明らかになり、米国陸軍が現在の価値で約5兆円相当の研究費を拠出し研究開発を促進した結果、ペニシリンが量産化されると共に、結核菌に

効果を持つストレプトマイシンも開発されました。以降、次々と細菌に効果を持つ抗生物質が開発され、今では先進国の殆どの細菌による感染症が、薬物で治療できるようになったのです。

一方、インフルエンザ等ウイルス疾患の猛威は紀元前から記録されていましたが、その正体は解明されず感染症を起こす各種ウイルスが特定されたのは、電子顕微鏡が発達・普及した1950年代からだと言われています。抗生物質は主に細菌の細胞壁に作用する物質のため、ウイルスを抑制することはできませんでした。

当時、ヒトに対してコロナウイルスは風邪の原因として知られていましたが、症状が軽いため軽視され、毎年流行し症状の重いインフルエンザウイルスの方が、治療が必要であるとされていました。

明確な効果を持つ抗ウイルス剤が開発されたのは1990年代後半からです。タミフルはインフルエンザウイルスが他の細胞に移る際に必要な酵素ノイラミニダーゼの阻害剤としてインフルエンザウイルス抑制に強い効果を示しますが、コロナウイルスはこの作用部位が無いため効きません。日本で開発されたゾフルーザは細胞核の中に入りギャップ依存性エンドヌクレオチダーゼを阻害することによりインフルエンザウイルスを阻害しますが、コロナウイルスはこの部位では複製しないとされており、コロナウイルスには効果を示しません。

現在、病原性の高い新型コロナウイルス(COVID-19)への効果が一番有望視されているのは米国陸軍の感染症研究所とギリアドサイエンシスが致死性の高いエボラ熱ウイルス用に共同開発したレムデシビルで、その代謝物がウイルスRNAポリメラーゼを強く阻害し、かつ校正機能を回避します。また、国産のアピガンも、ウイルスのRNAポリメラーゼを阻害することによりインフルエンザウイルスを抑制するため、コロナウイルスに対する効果が試験されています。

一方、コロナウイルスと同じく一本鎖

コロナウイルス模式図(国立感染症研究所HPより)

RNAウイルスの一種、HIVウイルスの場合、HIVウイルスが宿主内で生産するタンパク質を独自のプロテアーゼで切断して、ウイルス殻を作りますが、このプロテアーゼの阻害剤がHIVウイルスの増殖を抑制します。このHIVプロテアーゼ阻害剤(ロピナビル/リトナビル配合剤)がCOVID-19の治療に試みられています。

また、肺炎はプロテアーゼにより臓器が自己消化を起こしてしまう疾患で、昔から日本で開発されたプロテアーゼ阻害剤が肺炎の治療に使用されてきました。知財の分野では試験研究に関する最高裁判決で有名な医薬品もこの一種ですが、このような肺炎治療薬をCOVID-19治療に適用できないかという考え方もあるわけです。

以上の抗ウイルス薬に加えワクチンが開発されればCOVID-19の予防、COVID-19用の抗体医薬が開発されれば、より特異的な治療が可能になるでしょう。

質問2：新型コロナウイルス対策に関連する製品の特許は取得できるのですか？

また、どのような点に気を付ければ良いのでしょうか？

回答2：もちろん新しい化学構造や認識部位を持つ抗ウイルス薬や抗体医薬は物質特許や製法特許の対象となります。COVID-19の場合PCR技術の進展により早期検査が可能になりましたが、より感度の良い検査方

Patent Topics

法を開発すれば方法特許の対象になります。また、COVID-19の場合人工呼吸器の不足が問題となりましたが、より進化した医療機器や検査機器も物質特許の対象になります。COVID-19に関連する医薬品、検査方法、医療機器、検査菌機器に関しては、世界中で多くの企業が研究開発を行い、特許を出願していると思います。

一方、直ぐに使える医薬品や食品原料は、既知物質が中心ですが、既知物質であっても優れたものであれば用途特許を取得することも可能です。

特許出願の実務として、医薬品やこれに類する機能性食品の特許出願を行なう際に注意する点ですが、他の領域の特許出願の審査に比べ、具体例による効果の確認が重視されます。かといってCOVID-19はバイオセーフティーレベル(BSL)3以上の研究施設でないと扱えませんのでCOVID-19での抗ウイルス効果の確認を特許出願前に行うことは、現実には難しいかもしれません。このため、これに代わるより安全なコロナウイルスによる効果確認や、抗ウイルス剤の作用機序として知られている酵素反応の阻害効果等が重要になると思います。

また、医薬品、機能性食品以外の発明でウイルスに関する効果と特徴とする場合は、例えばフィルター等ではウイルスを通さない粒子捕集率の業界規格がありますので、それに沿って試験をすれば良いと思います。研究者やベンチャー企業、その他研究開発を重視する企業のモチベーションを高めるためにも、COVID-19対応製品の特許取得は推奨されるべきものだと思います。

質問3：ウイルスを扱える研究設備も限られているとすると、国内外で他の研究機関との協力が必要になってきますね。海外の企業、研究所との協力や、研究協力から生まれた特許出願はどのように扱えば良いのでしょうか？

回答3：21世紀はオープンイノベーションの時代ですから、国内外の研究機関が共同研究を推奨しています。従前よりは共同研究はやりやすくなってきたと思います。

その一方で、大学等基礎研究機関の知的財産権への権利意識が高まり制度も充実してきましたので、国内外の大学等公的研究機関との共同研究では、最初から相手先の産学連携専門部門やTLOに相談し、共同研究契約を締結し、研究成果から発明が生まれた場合の知的財産権の扱い方を事前に協議することが重要だと思います。

海外の企業との契約では、相手側が自己に一方向的に有利な雛形を提示することも多いので、契約内容を良く吟味することが重要です。2013年から米国も先願主義に移行したため国際的なルールが統一化され、米国ベンチャー企業や大学との契約は随分楽になったと思います。

なお、医薬品開発では製品化まで時間がかかり開発リスクも高いため、時間の経過と共に契約時点と研究開発やビジネス環境が相違してくるから、契約当事者の共同開発に関する意見が異なってくる場合があります。このような場合、当事者同士で、良く話し合うことが重要だと思います。

大村智先生のイバルメクチンのケースでは、日本側に特許に関する権利が無い状況下でも、大村先生がメルクと基本的な契約の解釈を話し合った結果、メルクが多額の対価を北里研究所に支払うことに同意したそうです。

また、特許出願時の留意点としては、医療関係の発明の特許適格性が米国と日欧では異なることに注意すべきでしょう。例えば米国では治療方法の発明が認められますので、医療発明の特許化が楽ですが、治療方法の発明は日本や欧州では認められないため、最初から明細書に日本や欧州で許される発明型式へ直せるように加筆する必要があります。

更に、バイオ分野では途上国との生物資源を用いる共同研究では生物多様性条約による途上国への利益分配を視野に入れなければなりません。

また、余り知られてはいませんが、バイオ分野の研究開発活動は生物兵器禁止条約に関連して、制限・管理されている事項も多いのです。オープンイノベーションによる国際的な共同研究が促進される一方で、守るべき規律は国内外共に厳格になってきていることも理解したほうが良いと思います。

質問4：現在ニュースで見聞きする厳しい状況を考えると暗くなりがちですが、希望はあるのでしょうか。今後どうなっていくのか不安です。

回答4：最も効果的な抗ウイルス対策は私たちの体の中で、ウイルスを特異的に排除する抗体を生産することです。人為的で効果的な抗体生産による予防手段はワクチンの投与ですが、COVID-19に有効なワクチンは時間がたてば必ず供給できるようになるでしょう。また、既に体の中でCOVID-19に対する抗体が生産できるようになってい

る方も多いと思います。COVID-19が手強いのは、ウイルスの進入により、ヒトの体の中の酸化ストレス防御系が崩壊し、サイトカインストームが生じ、自己の免疫系が暴走し激しい炎症反応が起こることだと言われています。

このようになるのを防ぐためには、日常の予防措置とともに、食事によりバランスの良い栄養を取って、体の中の酸化ストレス防止系を強化し、制御された状態での抗体生産を促進できるようにするのが一番だと思います。

COVID-19の研究から、ウイルスの持つ1万個のアミノ酸情報の中から、特定部位のセリンがロイシンに変わっただけで、感染力が強くなるのが分かってきました。ウイルス感染の進入路となるヒト肺細胞のレセプターも解明されてきましたので、世界中の研究者がCOVID-19の感染防止機構を研究し、優れた抗ウイルス剤が開発される日も、そう遠くはないと思います。

感染症は終息すれば、災害と異なりインフラやハードウェアを破壊するものではありませんし、働く皆様も直ぐに職場に復帰できるでしょう。テレビ会議、テレワーク等新しいITシステムに慣れた生活からは、新しいイノベーションも生まれると思います。

明治時代の初期に日本の都市で下水道が整備されたのも、感染症対策が一番の理由です。当時の東京市の感染症を誘発する衛生上の問題として馬車や牛車による道路上の糞が挙げられていたため、鉄道馬車は、急速に路面電車に置き換えられていきました。昭和になっても結核が国民病だった頃は、空気のきれいな武蔵野の広大な雑木林の中に多くの隔離病院が設けられていたが、抗生物質の出現により、このような施設は殆どなくなりました。

このように、日本の近代史は感染症と闘い、常にそれを乗り越える新しい技術システムを導入し、終息すると社会制度が変化してきたと思います。COVID-19の流行が終息した後は、技術も文化も新しい世界が開けていくと思います。

— 感染症から人々を守るため、より良い社会を作るため、これまで多くの方々尽力してくれました。少しずつ希望が湧いてきました。今回も、有効な治療法が確立して、世界が元気を取り戻しますように。研究者、医療関係者の皆様を始め、現場で頑張っている全ての方に心から感謝します。

(文責：弁理士 河部秀男/石井佳恵)



平木国際特許事務所

●東京オフィス

〒105-6232
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 32F
TEL.03-5425-1800 FAX.03-5425-0981

東京オフィス周辺MAP



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 東京メトロ日比谷線「神谷町」駅より徒歩4分、3番出口より御成門駅方面へ
- ❖ 都営地下鉄三田線「御成門」駅より徒歩3分、A5番出口より神谷町駅方面へ

●関西オフィス

〒550-0002
大阪府大阪市西区江戸堀1-2-11
大同生命南館5F
TEL.06-6446-0381 FAX.06-6446-0382



ACCESS

[最寄駅からのアクセス]

- ❖ 大阪市営地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅5-A出口より徒歩1分または1-A出口より徒歩2分(大同生命大阪本社ビル地下直結)
- ❖ 大阪市営地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅3または4番出口より徒歩6分

<http://www.hiraki-patent.co.jp/>



HIRAKI & ASSOCIATES Newsletter

vol.17

平木国際特許事務所 ニュースレター

July 2020

[本冊子に関するお問合せ先]

TEL.03-5425-1800 / FAX.03-5425-0981 / E-mail: hiraki@hiraki-patent.co.jp

- 本冊子は知的財産に関する一般的な情報を取りまとめたものです。したがって、個別の事案についての当事務所の具体的な対応のあり方や助言を示すものではありません。
- 本冊子の送付をご希望されない方、また、受領者以外で本冊子の送付をご希望される方は、電話・ファックス・メールなどで編集部までご連絡ください。

| 編 | 集 | 後 | 記 |

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、マスクの調達に苦労しました。見つけたら買っておく癖がついてしまい、手元にあるのは使い捨てのマスク、大手メーカーの洗えるマスクだけでなく、地方の呉服屋さんが作ったちりめん紐のガーゼマスク、藍染めの柄物等々…。フランスでは水着の「ビキニ」に同じ柄のマスクを加えた3点セットが発表されたのだとか。マスクは勿論ですが、まずは手洗い、うがいを忘れず、和食を中心とした食事、質の良い睡眠を心がけていきたいと思えます。皆様もご自愛下さい。

(幹事一同)